

明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会設置要領

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の4第1項及び第26条第1項の規定に基づき、明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 市域のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に関する調査、検討
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する計画の策定に関する協議
- (3) (2)の計画の実施状況の調査・分析等
- (4) その他、ユニバーサルデザインのまちづくりに係る意見交換、連絡調整等

(組織)

第3条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する者で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体その他関係団体を代表する者
- (3) 関係公共交通事業者の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) 市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(施行期日)

1 この要領は、2019年（平成31年）1月11日から施行する。